

## 大学コンソーシアム八王子 運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学コンソーシアム八王子会則第13条第1項の規定に基づき設置される運営委員会の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 運営委員会は、理事が所属する団体の事務担当者及び会長が指名する者（若干名）により構成する。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代行する。

(委員長及び副委員長の任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 委員長及び副委員長は、任期終了後、後任者が就任するまで引き続き職務を行うものとする。

(会議)

第5条 運営委員会の会議は、委員長が必要に応じて随時開催する。

2 委員長は、運営委員会の会議の議長となり会議を運営する。

3 運営委員会の会議は、委員の過半数の出席で成立する。

4 運営委員会の会議には、必要に応じて各部会の部会長などを出席させることができる。

(協議事項等)

第6条 運営委員会は、次の事項について協議する。

(1) 事業計画、収支予算案などの理事会提出議案の作成に関すること。

(2) 理事会の議決を要しない事項に関すること。

(3) 会長及び理事会の指示に基づくこと。

(4) 会員間の情報共有に関すること。

(5) 各部会の部会長、副部会長及び部会員の選任並びに各部会の事業に関すること。

(6) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

2 前項に規定する協議の内容については、理事会に報告するものとする。

(会議録)

第7条 委員長は、運営委員会の会議録を作成し、会長に報告する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。